

## 今後の離島振興のあり方について（意見具申）

平成 24 年 2 月 1 日開催の国土審議会第 7 回離島振興対策分科会において、離島振興対策の現状にかんがみ、標記のことを決議したので、離島振興法第 21 条第 2 項の規定により下記のとおり意見を申し上げます。

### 記

1. 離島が果たしている、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用等の「国家的役割」、及び癒しの空間としての役割等の「国民的役割」は、今日ますます重要性を増している。今後とも離島に人が住み続け、これらの離島の役割が最大限発揮できるよう取り組んでいくことが必要である。
2. しかしながら、離島においては、生活基盤をはじめ様々な社会基盤の整備が行われてきた一方で、地理的条件不利性、産業の低迷等により、人口減少傾向に歯止めがかからず、さらに高齢化もより一層進展している。これらは、他の条件不利地域と比較しても、非常に厳しい状況となっている。
3. このような状況にかんがみ、離島における定住を促進することが急務であり、医療・福祉・教育等の生活の基礎的環境の整備、産業振興や雇用創出、交流の拡大や他地域からの移住促進などにおいて、総合的、継続的な取組が重要である。
4. 離島における定住を促進し、その振興を図ることは、離島地域のみの問題ではなく、国土全体のあり方にかかわる重要課題である。離島の自立的発展を促進するとともに、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、もって離島の役割が十全に発揮されるよう、国の責務として、離島振興施策を引き続き強力で推進するべきである。